

- ・ 淀川河川公園西中島地区は、利便性の高さもあって過去からBBQ利用が盛んな地区であったが、利用者によるゴミの投棄や騒音、利用者同士のトラブル等も発生し、適正な利用管理に課題を抱える地区であった。（下流域地域協議会の検討テーマである「行為許可」の検討対象の1つである。）
- ・ その課題に対し、利用者から500円/人の環境協力金を頂き、それをもとにゴミの回収や仮設トイレの設置、警備等を行う「西中島地区BBQ有料化事業」を、3ヶ年の試行の後、平成28年度から導入し、これらの問題はほぼ解消された。
- ・ しかし、利用環境の改善に伴ってBBQ利用が盛んになるにしたがい、民間による宅配BBQサービスの利用も増加。これら宅配BBQ事業者により、公園内で営業とみなされる行為や、敷地の排他独占的な利用が見られるようになった。これらは都市公園法に違反する行為であり、公園管理者として対策を講ずる必要が生じていた。



市街地で見られたBBQの投棄ゴミ(上)と、「西中島地区有料BBQ事業」導入後の改善の様子(下)



宅配BBQ事業者による公園内での無許可の営業行為

「淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会」について  国土交通省

- ・ この問題に対し、H30年度より、淀川河川公園管理センターの「自主事業」（公園管理受託者が民間の創意工夫で独立採算で行う事業）の下で、公園管理に協力的な宅配BBQの優良事業者を公募し、「淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会」として活動する取り組みを開始。（平成30年は、9～11月で活動。）
- ・ 本取り組みに参加する事業者は、関係法令の遵守のほか、①BBQエリア及び周辺環境改善（ごみ清掃等）、②公園利用者に対するサービス向上に向けた活動（迷惑行為の注意喚起等）、③公園管理への還元などへの協力が求められ、公園の利用秩序が保たれることに加え、利用者サービスのさらなる向上も期待される。
- ・ 平成31年度は、4～11月の活動を予定。



BBQ連絡協議会によるゴミ分別作業



BBQ連絡協議会による公園の清掃活動



平成30年台風24号による出水準備として行われた有料BBQエリア関連施設の撤去作業（作業経費に宅配BBQサービスで得られた収益の一部を活用）